

光地区消防組合公告第2号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月12日

光地区消防組合

管理者 芳岡 統

記

1 物品名

防火服

2 物品の内容

別紙仕様書のとおり

3 納入場所

光地区消防組合消防本部

山口県光市光井六丁目16番1号

4 納入期限

令和7年11月28日（金）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 次のうちいずれかの名簿に登録されており、資格が有効であること。

ア 光市物品調達等競争入札参加資格者名簿「大分類 消防安全災害、中分類 消防用品」

イ 田布施町物品等入札参加資格者名簿「大分類 警察・消防用品、中分類 消防保安用品」

ウ 周南市競争入札等参加資格者名簿（物品調達等）「大分類 消防・防災用品類、小分類 消防用品」

(3) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光地区消防組合構成市町（光市・田布施町・周南市）において指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光地区消防組合構成市町（光市・田布施町・周南市）における指名停止等の措置要件に該当しないこと。

6 申請方法

(1) 7に掲げる書類を光地区消防組合消防本部企画財務課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法にて受付期間内に必着すること。

(2) 申請書類等は、光地区消防組合ホームページからダウンロードすること。

光地区消防組合ホームページ

URL：<https://www.119.city.hikari.lg.jp>

(3) F A Xでの提出は不可とする。

(4) 申請書の審査後、入札参加については、令和7年6月23日(月)に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をF A Xにて通知する。

7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 使用印鑑届

8 申請書類提出期限

- (1) 令和7年6月20日(金)正午までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAXによる内容質問書の提出によること。

FAX番号 0833-74-5611 (光地区消防組合消防本部企画財務課)

- (2) 内容質問書の提出期限は、令和7年6月25日(水)正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和7年6月27日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を知した者のうち、入札参加資格を有すると認められた者全員に、質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

10 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年6月30日(月) 午前10時
- (2) 入札場所 光地区消防組合消防本部 コミュニティルーム

11 入札保証金

免除

1 2 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の執行

- ア 郵送での入札書の提出は認めない。
- イ 入札書の提出は、入札書を入札箱に入れることにより行う。
入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。
- ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書のコ額が予定価格以下で、かつ最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。
- エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。
- オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。
- カ 代理人（代表者以外）による入札の場合は、事前に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の記名、押印をすること。
- キ 入札の無効は、光地区消防組合財務規則（昭和51年光地区消防組合規則第2号）の例による。

(3) その他

ア (1) 及び (2) に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は光地区消防組合財務規則の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。